

香川県病院局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。  
平成30年 3 月30日

香川県病院事業管理者 松 本 祐 藏

## 香川県病院局管理規程第 2 号

香川県病院局財務規程の一部を改正する規程

香川県病院局財務規程（平成19年香川県病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(物品の管理)</p> <p>第69条 略</p> <p>2 県立病院課長又は病院の長は、取得価格が<u>5万円</u>以上の物品については、物品管理簿により物品の数量、使用の状況等を記録整理しなければならない。ただし、受入後直ちに払い出す必要のある物品については、この限りでない。</p>	<p>(物品の管理)</p> <p>第69条 略</p> <p>2 県立病院課長又は病院の長は、取得価格が<u>3万円</u>以上の物品については、物品管理簿により物品の数量、使用の状況等を記録整理しなければならない。ただし、受入後直ちに払い出す必要のある物品については、この限りでない。</p>

附 則

この規程は、平成30年 4 月 1 日から施行する。